

## 入間市児童発達支援センター運営協議会条例の概要

### 1 経緯

児童発達支援センターの機能や役割については、平成30年度から設置した入間市児童発達支援センター設置検討委員会において検討いただきました。検討委員会はセンターの設置をもって任期が終了しますが、検討委員会の議論をもとに原案を作成し、児童福祉審議会及び障害者福祉審議会に意見を聴取して、令和元年7月に策定した入間市児童発達支援センター事業計画において、センターの事業運営を向上するため、児童発達支援センター運営協議会を設置することとしています。

この協議会を設置するに当たり、条例の整備が必要となることから、本案を提案するものです。

### 2 趣旨

心身の発達に遅れ又は障害のある児童とその家族に、発達の段階に応じた切れ目のない支援を行うため設置する児童発達支援センターの事業運営及び地域の児童発達支援の向上を図るため、児童発達支援センター運営協議会を設置したいものです。

### 3 所掌する事務

協議会は、センターの事業運営及び地域の児童発達支援の向上に関する基本的事項について、市長の諮問に応じるとともに、市長に対して意見を述べるものとします。

### 4 委員の構成

15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。

- (1) 障害者関係団体に属する者
- (2) 保健及び医療関係者
- (3) 教育及び保育関係者
- (4) 子ども・子育て支援及び障害児支援の関係者
- (5) 知識経験者
- (6) 市内に在住する者のうちから公募するもの

### 5 委員任期

2年間

### 6 施行期日

令和2年4月1日

### 7 附則において一部改正する条例

附則において、この条例の施行にあわせ、所要の改正を行うため、「入間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正します。